地球温暖化防止に係る国民運動におけるNPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業 募集要綱及び同実施要領

平成17年8月11日

環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室 チーム・マイナス6%運営事務局

地球温暖化防止国民運動におけるNPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業 募集要綱

(目的)

第1条 地球温暖化防止に係る国民運動におけるNPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携 支援事業(以下「本事業」という。)は、「チーム・マイナス6%」に参加しそれぞれの地域で活 躍するNPO・NGO等の民間団体とメディアが連携し、適切な素材と伝達手段を用いて、情報 を伝えたい相手に対してその情報が伝わるようにするための経費を支援することにより、民間団 体が行う活動の普及啓発効果を最大限に発揮させ、地域における具体的な地球温暖化防止活動の 実践を促すことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 「メディア」とは、新聞社、テレビ放送局、ラジオ放送局等の媒体をいう。
 - 二 「チーム・マイナス6%」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第10条にいう地球温暖化対策推進本部が行う地球温暖化防止に係る国民運動の愛称をいう。

(申請案件の要件)

- 第3条 本事業の対象となる案件は、以下の要件をすべて満たさなければならない。
 - ー NPO・NGO等の民間団体が実施する活動の基本的な部分について、他機関に過度に依存していないこと。
 - 二 メディアがその事業をどのように支援又は広報するのかが具体的に提案されていること。
 - 三 情報発信の対象が特定されており、当該対象に対して地球温暖化防止に資する新たな行動 を喚起する高い効果があり、かつ、当該効果の評価方法が示されていること。
 - 四 支援決定通知日から平成18年1月31日迄の間に実施できること。
 - 2 前項の事業の実施に関して必要な細目は、別に定める地球温暖化防止国民運動におけるNPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業実施要領(以下「実施要領」という。)によるものとする。

(申請者)

第4条 本事業の支援を受けようとするNPO・NGO等の民間団体及びメディア(以下「申請者」 という。)は、申請を連名で行わなければならない。

(申請書等の提出)

- 第5条 申請者は、別記様式による申請書及び以下に定める書類を実施要領に定める本事業の事務 局(以下「事務局」という。)に提出しなければならない。
 - 一 企画提案書
 - 二 要求経費積算
 - 三申請者の組織概要、事業概要及び財務状況資料
 - 2 前項第一号に定める企画提案書及び同項第二号に定める要求経費積算は、以下に定める事項 が判別できる表記でなければならない。
 - 一 事業の基本的(基礎的)な活動部分
 - 二 メディアが支援又は広報する部分

(申請の期限)

- 第6条 第5条に定める申請書及びその他の書類は、平成17年9月16日までに実施要領に定める事務局に提出されなければならない。
 - 2 支援要求額は、1案件につき5百万円(税込)を上限とする。

(対象案件の選考)

- 第7条 本事業で支援する案件は、申請された案件の中から別に定める選考委員会において選考し、 採決の可否を決定するものとする。
 - 2 前項の選考委員会における選考の結果については、速やかに申請者に伝達するものとする。

(精算払手続資料の提出、支払)

- 第8条 申請者のうちメディアは、採択された案件を完了したときには、平成18年2月15日迄 に事業報告書及び請求書を事務局に提出しなければならない。
 - 2 事務局は、前項の事業報告書及び請求書が提出された申請書等と照合し、内容が妥当である場合には、申請者のうちメディアに対し、請求された額を平成18年4月30日迄に支払うものとする。
 - 3 事務局は、申請者のうちメディアに対し、必要に応じて第1項の事業報告書及び請求書の補 正を命じることができる。

(その他)

第9条 本事業の実施にあたり本要綱の定めによりがたい事態が生じた場合には、環境省地球環境 局地球温暖化対策課国民生活対策室と事務局が協議をして対処するものとする。 地球温暖化防止国民運動におけるNPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業 実施要領

1.目的

この実施要領は、地球温暖化防止国民運動におけるNPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業募集要綱(以下「要綱」という)第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の募集の実施に関して必要な細目等を定めることを目的とする。

2. 支援除外経費

以下の経費は対象としない。

- ア 机、椅子、複写機等申請者が通常備えるべき設備備品を購入するための経費
- イ ホームページの開設・運用及び機関紙等の発行など、申請者の活動基盤を整備するため の経費
- ウ 事故・災害の処理のための経費
- エ その他本事業の実施に関連性のない経費

3.事務局

要綱第5条第1項に定める本事業の事務局を以下に定める。

チーム・マイナス 6 %運営事務局 連携支援事業係 104-8689 東京都京橋郵便局留「チーム・マイナス 6 % 」

TEL: 03-3572-6280 FAX: 03-3572-5961

E-mail: support@team-6.net 担当:廣田